

看護師による特定行為の包括同意についてお願い

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」であり、厚生労働省が定める 38 行為です。特定行為研修を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師だけが、実践可能であり、これを行う看護師を特定看護師といいます。

特定看護師が特定行為を実施するメリットは、常に患者さんのそばに存在する看護師が、医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、適切な医療を迅速かつタイムリーに提供することにあります。

特定行為の実施について

当院では、この研修を修了し、さらに病院から実施することの承認を受けた特定看護師が、以下の 15 行為の特定行為を実施しています。

現在当院で実施している特定行為

特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの） 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥（じよく）瘡（そう）又は慢性創傷の治癒における血流のない壊死組織の除去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ライン確保
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液の補正
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリン投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整

特定行為実施に対する包括同意について

上記にお示した特定行為実施への同意につきましては、包括同意をもって（この文面によって同意したものとして）、ご了承いただいたものと判断させていただきます。

ご同意いただけない場合は、医師、特定看護師または患者サポートセンター総合相談室までお申し出ください。ご同意いただけない場合であっても、治療および看護上の不利益を被ることはありません。患者さんの個人情報も適切に管理いたします。

特定行為の実施に際しましては、対象の患者さんには、事前に説明を行い、医師の助言や指導を受けて特定行為を行います。説明に同意した後でも、実施を拒否することができます。また、拒否したことを理由に、治療および看護上の不利益を被ることはありません。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

厚生労働省：特定行為に係る看護師の研修制度 [特定行為に係る看護師の研修制度](https://www.mhlw.go.jp) | 厚生労働省 ([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp))

患者さんへのご案内

当院では特定看護師が 特定行為を実施しています

※**特定看護師**とは、

厚生労働省の「特定行為に係る看護師の研修制度」による所定の研修を修了し、医師の指示のもと、手順書に準じて、特定行為を行う看護師の当院での呼び名です。

対象となる患者の皆さまへ事前に説明の上、実施させていただきます。皆さまのご理解、ご協力をお願いします。



「治療・生活」の
両面から患者さん
を支えます

高度かつ専門的な知
識と技術を身に着け
ています



タイムリーな対応が
できます

特定行為に関するご質問・ご相談などのお問い合わせは、
患者サポートセンター「総合相談室」までお申し出ください。

医療法人豊田会
刈谷豊田総合病院